

株式会社 極 洋 定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は 株式会社 極 洋 と称し、英文では **KYOKUYO CO., LTD.** と記する。

(目的)

第2条 当会社は次の業務を営むことを目的とする。

1. 水産業および農畜産業
2. 水産物および農畜産物の加工業
3. 水産業および農畜産業に関連する化学工業および薬品製造業
4. 水産物・農畜産物、これらの加工品、化学製品、薬品、肥料、飼料、油脂および酒類の売買および仲立業
5. 清涼飲料の製造および売買
6. 製氷・冷凍および冷蔵業
7. 鋳物、鉄、非鉄金属およびこれらの加工品の売買
8. 海運業および海運仲立業
9. 船舶の建造・修理・売買および仲立業
10. 産業機器の製造・修理・売買および仲立業
11. 倉庫業、陸運業および貨物利用運送事業
12. 不動産の売買・賃貸借および仲立業
13. 日用品雑貨の売買
14. 料理・飲食店の経営
15. 情報処理システムの開発およびコンサルティング業務
16. ゴルフ場、スポーツ施設、遊技施設、宿泊施設の経営
17. その他前各号に関連する一切の業務

(本店)

第3条 当会社は本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告を行なうことができない場合は、東京都内において発行される日本経済新聞に掲載する方法により行なう。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は4,370万株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

- 第8条 ①単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。
- ②前項の請求があった場合において、当会社が売り渡すこととなる数の株式を有しないときは、当会社は前項の請求に応じないことができる。

(単元未満株主の権利制限)

- 第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 2. 剰余金の配当を受ける権利
 3. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 4. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
 5. 前条に規定する単元未満株式の売渡しを請求する権利

(株式取扱規則)

- 第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・売り渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

- 第11条 ①当会社は株主名簿管理人を置く。
- ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

(基準日)

- 第12条 ①毎事業年度の末日現在の株主名簿に記載または記録されている株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- ②前項にかかわらず必要ある場合はあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

- 第13条 当会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集者および議長)

- 第14条 ①株主総会は社長が招集し、その議長となる。
- ②社長にさしつかえがあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。

(電子提供措置等)

- 第15条 ①当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第16条 ①株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。
- ②会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

- 第17条 ①株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人と定め、議決権を行使することができる。
- ②前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

- 第18条 当会社は取締役会を置く。

(員数)

- 第19条 当会社は15名以内の取締役を置く。

(選任)

- 第20条 ①取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
- ③取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第21条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(招集者および議長)

- 第22条 ①取締役会は会長が招集し、その議長となる。
- ②会長を置かないとき、またはさしつかえがあるときは、社長がこれに当り、社長にさしつかえがあるときはあらかじめ取締役会で定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。

(招集通知)

- 第23条 取締役会の招集は会日より3日前までに各取締役および各監査役に対しその通知を発するものとする。ただし緊急の場合にはさらにその期間を短縮することができる。

(決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行なう。

(決議の省略)

第25条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(役付取締役の選定)

第26条 取締役会は、その決議によって取締役中から社長1名を選定し、会長1名ならびに副社長・専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(役付取締役の職務)

第27条 ①社長は当会社の業務を総理する。
②副社長・専務取締役および常務取締役は社長を補佐して当会社の業務を処理する。
③社長にさしつかえがあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い他の取締役がその職務を行なう。

(代表取締役)

第28条 ①社長は当会社を代表する。
②取締役会はその決議によって社長のほか当会社を代表する取締役を選定することができる。
③代表取締役は各自当会社を代表する。

(顧問)

第29条 取締役会はその決議によって顧問を置くことができる。

(規則)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(議事録)

第31条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印する。

(報酬等)

第32条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第34条 当会社は監査役および監査役会を置く。

(員数)

第35条 当会社は4名以内の監査役を置く。

(選任)

第36条 ①監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(任期)

第37条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(常勤監査役)

第38条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(招集通知)

第39条 監査役会の招集は会日より3日前までに各監査役に対しその通知を発するものとする。ただし緊急の場合にはさらにその期間を短縮することができる。

(決議の方法)

第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。

(規則)

第41条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(議事録)

第42条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。

(報酬等)

第43条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第44条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第45条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第46条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第47条 ①会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第48条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第49条 当会社の事業年度は4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了し、期末において決算する。

(剰余金の配当等)

第50条 ①当会社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議によって定めることができる。

②当会社は、毎事業年度の末日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下配当金という。）を行なう。

③前項の配当金は、その支払確定の日から、満3年を経過した後は、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

昭和12年 9月 3日 制定
令和 5年 3月 1日 改正